

宿泊約款

第1条（適用範囲）

当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条（宿泊契約の申し込み）

当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者の住所、氏名、連絡先、年齢、性別、国籍及び職業
- (2) 宿泊日及び到着予定時間
- (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第3条（宿泊契約の成立等）

宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、その限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の宿泊料金を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第17条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第11条の規定による料金の支払いの際に変換します。

4 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条（申込金の支払いを要しないこととする特約）

前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条（宿泊契約締結の拒否）

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病であると認められるとき。
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、他の宿泊者に迷惑を及ぼす言動をしたとき。

第6条（宿泊客の契約解除権）

宿泊客は当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除する事ができます。

2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定して支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除した時は除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊客当日の午後10時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理する事があります。

第7条（当ホテルの契約解除権）

当ホテルは次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 第2条第1項の事項の明告を求めた場合において期限までにそれらの事項が明告されないとき。
- (2) 第3条第2項の申込金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
- (3) 第5条(3)から(7)までに該当したとき。
- (4) 寝室での寝たばこ、消防施設に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則に従わないとき。
- (5) 宿泊客が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律および暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員又はその関係者であるとき。
- (6) 宿泊客が、当ホテル内で、暴力、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、法令で許可されていない薬物、銃砲、刀剣類及びこれらの類似品の所持もしくは使用をするおそれがあるとき。
- (7) 宿泊客が、身体障害者補助犬以外の愛玩動物を持ち込もうとするとき。

2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条（宿泊の登録）

宿泊客は、宿泊当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び連絡先、職業
- (2) 外国人にあつては旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻

(4) その他当ホテルが必要と認める事項。

第9条（寝室の使用時間）

宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 1 0 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

(1) 超過 1 時間までは、一室につき 1,000 円、超過 2 時間までは、一室につき 2,000 円、超過 2 時間以上は、1 泊分の室料金の全額

3 前項の室料相当額は、宿泊料金とします。

第10条（利用規則の遵守）

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則にしたがっていただきます。

第11条（料金の支払）

宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第 1 に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、日本の通貨又は当ホテルが認めた宿泊券及びクレジットカードにより、宿泊の登録の際又は当ホテルが請求した時、フロントにて行っていただきます。

3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第12条（当ホテルの責任）

当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 当ホテルの宿泊に関する責任は宿泊客が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行った時に始まり、宿泊客が出発するために客室をあけた時に終わります。

3 当ホテルは、消防機関から㊦マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため旅客賠償責任保険に加入しております。

第13条（契約した客室の提供ができないときの取扱）

当ホテルは、宿泊客に解約した客室を提供できないときは、宿泊客の了承を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルに責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第14条（寄託物等の取扱）

宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金及び貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは 5 万円を限度としてその損害を賠償します。

2 宿泊客が当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の障害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、5 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

3 美術品、骨董品などの品物はお預かりできません。

第15条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了承したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、発見日を含め 7 日間保管するものとします。保管期間内に所有者から連絡がない場合、保管期間を過ぎた時点で適切に処分します。ただし、所有者から連絡があった場合に限り、1 ヶ月を限度として当ホテルにて保管します。

3 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

第16条（駐車場の責任）

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車輛のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第17条（宿泊客の責任）

宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第 1 宿泊料金等の内訳（第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項及び第 1 1 条第 1 項関係）

		内訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料（室料）
		②サービス料（①×10％）
	追加料金	③飲食料及びその他の利用料金
	税金	イ 消費税
		ロ 特別地方消費税

税法が改正された場合は改正された規定によるものとします。

別表第 2 違約金（第 6 条第 2 項関係）

契約解除の通知を受けた日	不泊	当日	前日
違約金の比率	100%	100%	50%

(注) 1. %は宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分（初日）の違約金を収受します。

3. 団体客（10名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 1 0 日前（その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の 1 0 %（端数が出た場合には切り上げる。）にあたる 人数については、違約金は頂きません。